

平成25年度「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業（革新的省エネ技術導入促進事業）」及び「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」に係る補助事業者（執行団体）の公募についての説明書

1. 事業の概要

1) 事業の目的

次の通り、平成25年度「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業（革新的省エネ技術導入促進事業）」及び「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」に係る補助事業者（執行団体）を実施する者の公募について公示します。

※この公募は、平成25年度予算によるものであり、平成25年度予算成立等が事業実施の条件となります。

※本公募は、事業者への補助金を交付する補助事業者（執行団体）を公募するものです。

2) 事業内容

現在、わが国のエネルギー消費量の約3割を占める民生部門（家庭、業務）のエネルギー消費は、産業部門と比較して高い伸びを示しており、民生部門における抜本的な省エネルギー対策の推進が喫緊の課題となっています。

本事業では、住宅・建築物におけるネット・ゼロ・エネルギー化を目指すべく、以下の2つの事業の執行を行う。

①住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業（革新的省エネ技術導入促進事業）（担当：経済産業省）

・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業（①-1）

建築物の省エネ化を推進するため、ZEB（※）の実現に資するような省エネルギー性能の高い建物（新築・既築）に対し、高性能設備機器等の導入費用を補助する。

・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業（①-2）

住宅の省エネ化を推進するため、ZEH（※）の普及促進を図り、高性能設備機器と制御機構等の組合せによる住宅のゼロエネ化に資する住宅システムの導入を支援する。あわせてZEHの普及促進のため、省エネ月間（平成26年2月）に行う資源エネルギー庁が指定するイベントにおいて、展示及び実証データ収集調査を実施する。

・既築住宅における高性能建材導入促進事業（①-3）

高性能建材の市場拡大と価格の低減により既築住宅の省エネ改修を促し、省エネを推進するため、省エネルギー性能の高い高性能建材を用いた改修を補助する。

※ZEB/ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル/ハウス）

：年間の1次エネルギー消費量がネットで概ねゼロとなる建築物/住宅

②住宅のゼロ・エネルギー化推進事業（担当：国土交通省）

住宅の省エネ化をさらに推進するため、ゼロ・エネルギー住宅の普及促進を図り、中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組みを支援する。

3) 事業期間

平成25年5月中旬 ～ 平成26年3月31日

4) 補助対象事業者の要件

- (1) ①及び②の両事業を同一の事務局（コンソーシアムも可）で執行できること。
- (2) ①-2、及び②の執行に際しては、間接補助事業者に対する申請窓口の一体化や、補助事業の採択等に係る審査委員会等を一体で行う等、両事業を一体として効率的に執行できること。
- (3) 当該補助事業の実施に関する計画が、適切なものであること。
- (4) 住宅及び建築物の省エネルギーに関する技術に精通しており、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (5) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 国が当該補助事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- (7) 当該補助事業に係る普及促進を行い得る能力を有すること。
- (8) 当該補助事業において知り得た情報の秘密保持を徹底すること。

5) 事業の参考業務規模

○住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業（革新的省エネ技術導入促進事業）
：約106億円

○住宅のゼロ・エネルギー化推進事業：約20億円

※「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」においては、事務事業の実施に必要な事務費として、「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」に要する費用の3%以内の額とする。ただし、この率によることが著しく不相当である場合には、この率によらないことができる。

2. 応募に必要な書類

- (1) 表紙（様式1）
 - (2) 団体概要、直近の決算報告書等
 - (3) 事業の実施体制に関する説明書
 - (4) 住宅及び建築物の省エネルギーに関する技術に精通していることの説明書
 - (5) 本事業の実施計画書
 - ・間接補助事業者の交付要件（対象者、補助対象経費、補助金上限額 等）
 - ・間接補助事業者の募集方法、申請方法及び審査・採択方法
 - ・実施スケジュール
 - (6) 補助事業の支出計画書
 - (7) 事業の効果の把握及び評価に関する説明書
 - (8) その他必要な事項（事業実施時に入手した機密情報の管理に関する説明 等）
- ※応募書類や追加資料は、審査のみに使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご留意ください。

3. 応募書類の作成及び記載上の留意事項

1) 応募書類の作成上の基本事項

応募書類は、本事業における具体的な取り組み方法についての提案を求めるものである。本説明書において記載された事項以外の内容を含む申込書については、無効とする場合があるので注意すること。

2) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

3) 申込書の無効

提出書類について、この書面に適合しない場合は無効とすることがある。

4) 結果は、書面（審査結果通知書）により通知する。

4. 審査・公表

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

また、採択の問い合わせについては、後日、資源エネルギー庁又は国土交通省ホームページ等で公表することとし、個別の問い合わせには応じないことをご了承ください。

5. 採択件数

1件

6. 申込書の提出期限、場所及び方法

1) 期限 平成25年5月13日18時00分まで

期限までに提出がなかった場合、いかなる理由をもっても不採用となる。

2) 場所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー対策課 担当：大野・松原

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅生産課 担当：内上・瀬田

3) 方法 上記担当部局のいずれかへ、持参又は郵送で10部提出のこと。

(正2部、副8部)

7. 本説明書の内容についての質問の受付及び回答

質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）により行うものとし、持参、郵送、電送、又は電子メールのいずれの方法でも可能とする（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

受付期間：平成25年4月24日12時00分より

平成25年5月10日18時00分まで

(問い合わせ先)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー対策課 担当：大野・松原

電話 03-3501-9726 FAX 03-3580-8439

電子メール shouene-pub@meti.go.jp

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅生産課 担当：内上・瀬田

電話 03-5253-8111(内線39-421) FAX 03-5253-1629

電子メール uchigami-y27f@mlit.go.jp

8. その他

- (1) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (3) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (4) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書を提出する際に申し出ること。

(様式1)

事業の名称：平成25年度「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業（革新的省エネ技術導入促進事業）」及び「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」に係る補助事業者（執行団体）

事業期限：平成26年3月31日

標記について、提案書を提出します。

平成 年 月 日

経済産業省資源エネルギー庁 殿

国土交通省住宅局 殿

提出者) 住所
電話番号
会社名
代表者 役職名 氏名 印
作成者) 担当部署
氏名
FAX
E-mail

○住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業（革新的省エネ技術導入促進事業）の概要

1. 補助事業

(1) 事業予定額

約106億円

(注) 事業予定額は、平成25年度予算の成立等を前提とするもので、現時点での予定額です。

(2) 補助対象経費の区分

- ① ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業に要する経費
- ② ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業に要する経費
- ③ 既築住宅における高性能建材導入促進事業に要する経費
- ④ 事務費（システム運用管理費、委員会費、労務費、その他業務管理に必要な経費）

(3) 補助率

定額

(4) 事業実施期間

平成25年5月中旬～平成26年3月31日（原則、単年度事業）

2. 間接補助事業（予定）

(1) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業

・補助対象

建築物の省エネ化を推進するため、ZEBの実現に資するような省エネルギー性能の高い建物（新築・既築）に対し、高性能設備機器等の導入費用を補助する。

・補助対象経費

(1) に要する経費（設計費、設備費、計測装置費、工事費等）

・採択件数 約55件

・一件当たりの補助率

2/3以内、1/2以内、1/3以内（事業効果に応じて段階的に設定する）

(2) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業

・補助対象

住宅の省エネ化を推進するため、ZEHの普及促進を図り、高性能設備機器と制御機構等の組合せによる住宅のゼロエネ化に資する住宅システムの導入を支援する。

あわせてZEHの普及促進のため、省エネ月間（平成26年2月）に行う資源エネルギー庁が指定するイベントにおいて、展示及び実証データ収集調査を実施する。

・補助対象経費

(2) に要する経費（設計費、設備費、計測装置費、工事費、調査費等）

・採択件数 約600件

・1件当たりの補助率 1/2以内（上限額は別途定める）

(3) 既築住宅における高性能建材導入促進事業

・補助対象

高性能建材の市場拡大と価格の低減により既築住宅の省エネ改修を促し、省エネを推進するため、省エネルギー性能の高い高性能建材を用いた改修を補助する。

・補助対象経費

- (3) に要する経費（設計費、設備費、計測装置費、工事費等）
- ・採択件数 約 20,000 件
- ・1 件当たりの補助率 1 / 3 以内（上限額は別途定める）

○住宅のゼロ・エネルギー化推進事業

1. 補助事業

(1) 事業予定額

約 20 億円

(注) 事業予定額は、平成 25 年度予算の成立等を前提とするもので、現時点での予定額です。

(2) 補助対象経費の区分

- ① 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業に要する経費
- ② 事務費（システム運用管理費、委員会費、労務費、その他業務管理に必要な経費）

(3) 補助率

定額

(4) 事業実施期間

平成 25 年 5 月中旬～平成 26 年 3 月 31 日（原則、単年度事業）

2. 間接補助事業（予定）

・補助対象

住宅の省エネ化をさらに推進するため、ゼロ・エネルギー住宅の普及促進を図り、中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組みを支援する。

・補助対象経費

○調査設計計画に要する費用。

○住宅の省エネ化に係る建築構造、建築設備等の整備に要する費用（ゼロ・エネルギー住宅とすることによる掛かり増し費用相当額）。

○効果の検証等に要する費用。

・採択件数 約 1,200 件

・1 件当たりの補助率 1 / 2 以内（上限額は別途定める）

<参考：交付スキーム>

